

がっこう よぼう かんせんしやう しゅつせきていしきかん
学校において予防すべき感染症と出席停止期間

| | かんせんしやう しゅるい 感染症の種類 | しゅつせきていし きかん きじゆん 出席停止の期間の基準 |
|---|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで |
| | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核および髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | |
| 【注意】ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない | | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症など | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで |